

第1事件：平成28年（ワ）第380号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第2事件：平成28年（ワ）第696号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第3事件：平成29年（ワ）第137号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第4事件：平成29年（ワ）第466号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第1事件原告 宮内正敏

第2事件原告 滞川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被告 日本放送協会

準備書面(5)

平成31年4月25日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎



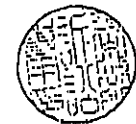
同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



第1 原告の主張に対する反論

1 原告らは、2018年11月22日付け原告準備書面（十五）において、概要、最高裁判所平成29年12月6日大法廷判決（以下、「大法廷判決」という。）が、原告らの主張を根拠づけるものであると主張していることから、念のため、以下のとおり反論する。

2 この点、原告らは、大法廷判決が、当事者双方の合意により受信契約が成立すると判断していることを根拠に、被告の債務が放送法4条に従った放送を行なうことであるなどとして、原告らの主張が認められるべきであると論ずる。

しかし、平成30年11月20日付け訴え変更申立に対する答弁書で述べたとおり、大法廷判決は、被告と受信設備設置者との関係が私法上の法律関係であることを当然の前提とするものであって、被告と放送受信者との関係が公法関係にないことは明らかであるし、放送法4条1項各号が抽象的義務であることや、受信契約を締結していない放送受信者との関係でも、被告が放送法4条1項各号について具体的義務を負うものでないことは既に述べたとおりである。

3 なお、原告らは、原告らの主張を根拠づけるものとして、成城大学教授西土彰一郎氏の意見書（以下、「西土意見書」という。）を提出しているところ、たしかに、大法廷判決は、受信料制度を、国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的目的とするものであると評価しており、被告が国民の知る権利に奉仕すべきものであることは西土意見書の指摘するとおりである。

しかし、西土意見書にもあるとおり、国民の知る権利を実質的に充足するための具体的制度は立法裁量に委ねられており、放送法はもとより、平成30年11月20日付け訴え変更申立に対する答弁書で述べたとおり、放送受信規約には、番組内容に関する被告の具体的義務はなんら定めていないし、放送受信規約で最低限定める事項としても列挙されていないことなどからすれば（放送法施行規則23条各号参照）、現行制度においては、本件訴訟のような方法による解決が認められていないことは明らかである。

第2 結語

以上の次第で、被告が原告らとの関係で、放送法4条1項各号に定める公法上の義務があることの確認を求める原告の主張は何ら根拠がなく失当である。

以上